

中央大学通信教育部学生会駿河台支部

支部規約

第1章 総則

第1条 (目的)

中央大学通信教育部学生会駿河台支部（以下「本支部」という）は、支部員相互の親睦と学業研鑽を尊重し、支部員の学問的意欲増進に寄与することを目的とする。

第2条 (学習活動)

本支部は、第1条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 一 学習会を開催する。
- 二 ゼミや支部行事を開催する。
- 三 その他、本支部の目的を達成するために必要なことを行う。

第3条 (支部行事)

本支部は、本規約第1条で定める目的を達成するために、懇親会をはじめ各種施設見学や裁判傍聴、またはその他の支部行事を必要に応じて適宜開催する。

第4条 (所在地)

本支部の所在地は、これを支部長宅におく。

第5条 (個人情報)

本支部は、第1条から第3条に定められた支部活動を行うために、本人の同意を得た上で必要最小限の範囲で個人情報を収集することができ、支部活動に必要とされる目的に限り保持・使用することができる。

2 本支部は、支部員が退会して本支部と関わりがなくなったときは、当該支部員からの申し出の有無にかかわらず、当該支部員に関して支部が保有している個人情報を抹消する義務を負う。ただし、退会後も当該支部員が支部活動に参加するなど別段の事情が存在する場合は、それに必要な範囲の限りで保持・使用することができる。

3 支部が管理する学習会講師に関する情報について、第1項および第2項の規定を準用する。

第6条 (禁止事項)

本支部において、以下のような行為をしてはならない。

- 一 本支部の活動や運営を妨害するような行為。
- 二 本支部に在籍する者や本支部の活動に参加する者にとって迷惑となる行為や、不利益となるような行為。
- 三 本支部の活動の場で、広告宣伝および勧誘や署名を求めるなどの行為。ただし、事前に支部長の許可を得たものについてはこの限りではない。
- 四 本支部の活動で使用する会場を毀損・汚損する行為、および会場が定めている使用規則に違反するような行為。なお、会場を毀損・汚損して損害賠償を求められた場合は、その原因となる行為をした者がその賠償額を全額負担する。

第2章 支部員

第7条 (支部員規則)

本支部の支部員（以下「支部員」という）は、以下の規則を遵守する。

- 一 支部員は、学習会等への出欠に関わらず、入会時もしくは更新時に期日までの会費を一括して納めなければならない。
- 二 支部員は、会員の有効期限が残存している状態で退会する際には、遅滞なく支部に会員証を返納しなくてはならない。
- 三 支部員は、退会する際に会費を滞納していた場合には、その月までの会費を納めなくてはならない。
- 四 一度収めた会費の返金は、これを認めない。

第8条 (支部協力)

支部員は、本支部における支部規約以外の慣行に、原則として従わなくてはならない。

2 本条の規定は、本支部の活動に参加する支部員以外の者にも準用する。

第9条 (提案・勧告)

支部員は、本支部の運営を客観的に監視し、改善する点がある場合には、役員（支部長代理

及び補助役員を含む。原則として、以下同じ。)に提案・勧告することができる。

第 10 条 (会計監査)

支部員は、支部総会において、会計監査の任にあたる者を、役員以外の者から互選により、選出することができる。会計監査の任期は、1年とする。但し、再選はこれを妨げない。

第 11 条 (役員会の召集)

支部員は、役員の不信任決議を議題とする役員会に限り、支部員 10 名の同意を得て召集することができる。

第 12 条 削除

第 13 条 (退会)

支部員が退会する際には、遅滞なく支部長に書面もしくは電子メールにて退会届を提出しなくてはならない。

2 会員期限失効後 3 ヶ月以内に更新手続きを行わなかった者は、退会届の有無にかかわらず、未納時に遡り本支部を退会したものとみなす。ただし、前項も含めて本支部への再入会はこれを妨げない。

第 3 章 役員

第 14 条 (役員)

本支部の役員として、支部員から選出した、第 17 条にある役員をおく。

第 15 条 (選出)

支部長代理・補助役員を除く役員の選出は、当年度の支部長が召集した支部総会において、委任状を含めた過半数の得票において決議される。

第 16 条 (任期)

役員は、1 年とする。但し、再選はこれを妨げない。

第 17 条 (役員の仕事)

役員は、次の職務を負う。

一 支部長

1 名をおき、本支部の運営および学習会の開催に関する職務を統括する。また、支部総会を

招集する義務を負い、必要に応じて役員会および臨時支部総会を招集することができる。

二 会計副支部長

支部会費を徴収する義務を負い、本支部の財政管理に関する職務を統括する。また、支部総会において会計報告を行い、その責任において支部会員証を発行する。

三 支部長代理

支部長は、役員会の承認により、支部長代理を任命することができる。支部長代理は、本支部の内部的な職務を遂行する。

四 補助役員

本支部の役員の仕事に包括的に補佐するため、補助役員をおくことができる。補助役員は、支部長または副支部長の指名によって任命される。但し、補助役員は 7 名を超えないものとする。

第 18 条 (暫定支部長)

支部長に事故があった場合には、次のとおり暫定支部長を設ける。

2 支部長が支部長代理を任命していた場合は、支部長代理が暫定支部長となるものとする。支部長代理が任命されていなかった場合は、会計副支部長が暫定支部長となるものとする。

3 暫定支部長は、選出等の日から起算として 1 ヶ月以内に臨時支部総会を招集し、新しい支部長を選出しなければならない。なお、新しい支部長の選出は、支部総会出席者及び委任状による選挙によってのみ拘束される。

4 支部長に対する不信任決議または支部長が任意に辞任した場合にも、本条を適用する。

第 19 条 (役員の仕事)

役員は次の職務を有する。

一 役員は、必要に応じて連絡係など特別な職務を行う。その際役員以外の担当者を任命することができる。

二 役員会は、支部活動において大幅な支障をきたす支部員に、役員会出席者の 3 分の 2 以上の賛成で、その支部員の退会を求めることができる。

三 役員は、他の役員の不信任決議権を有し、役員の過半数の賛成で、支部運営において大幅な支障をきたす役員を解任を決議することができる。その際、当該役員は、決議された日から起算して1週間以内に役員を辞任しなければならない。

四 役員は、支部長の承認を得た上で、支部行事やゼミ等の企画実施を行うことができる。ただし、それらについては、その企画実施者である役員が責任者としての義務を負う。

第20条（役員の会費免除）

役員は、会費の半額を免除される。その際、半年分の会費を一括して全納しなければならない。

第21条（役員業務費用の支出）

役員は、費用支出細則にもとづき、事前に申請し会計副支部長（当事者が会計副支部長の場合には支部長）の確認を得ることで、役員業務に直接必要な費用の支部会計からの支出を求めることができる。

2 前項の費用支出細則は、役員会において役員 $\frac{3}{2}$ 以上の賛成によって制定・改訂するものとする。

3 支部総会において、支出金額を報告するものとし、支部員は必要に応じ説明を求めることができる。

第22条（不信任決議）

支部員によって召集された役員会において、役員の不信任決議は、役員会 $\frac{3}{1}$ の賛成で議決される。

第23条（役員会）

役員会は、本支部の役員全員によって構成される。

第24条（役員会の決議）

本規約に定めなき事項は、役員会において出席役員 $\frac{過半数}{賛成}$ により決定される。但し、次の各号に定める事項は、役員会の決定後、最初の支部総会において、その承認を受けなければならない。

- 一 支部の会計に関する事項
- 二 役員 $\frac{の人事}{に関する事項}$
- 三 その他支部活動における重要な事項

第4章 支部総会

第25条（支部総会）

支部総会は、本支部の最高議決決定機関とする。

第26条（開催期日）

本支部は1年に1回以上支部総会を開催する。なお、必要に応じて臨時支部総会を開催することができる。

第27条（召集の通知）

支部総会の支部員への通知は、原則として当日の2週間前までに支部長が行わなくてはならない。

第28条（決議）

支部総会における決議は、特別に定めてある場合を除き、出席者の過半数の得票によるものとする。支部総会は、本支部の委任状を含めた支部在籍者の $\frac{4}{1}$ の出席により、その効力を有する。

第5章 規約改正

第29条（改正手続）

この支部規約の改正は、役員 $\frac{3}{2}$ 以上の賛成により役員会がこれを発議し、支部総会において支部員に提案の上、その過半数の賛成で承認される。

第6章 補則

第30条（施行期日）

この支部規約は、支部総会において承認された日から起算して2週間を経過した日より、これを施行する。

新施行	1999 (平成 11) 年 03 月 20 日
一部改正	1999 (平成 11) 年 12 月 12 日
一部改正	2002 (平成 14) 年 11 月 24 日
一部改正	2003 (平成 15) 年 11 月 02 日
一部改正	2007 (平成 19) 年 03 月 20 日
一部改正	2010 (平成 22) 年 09 月 18 日
一部改正	2013 (平成 25) 年 03 月 30 日
一部改正	2016 (平成 28) 年 02 月 20 日
一部改正	2019 (平成 31) 年 02 月 02 日
一部改正	2020 (令和 2) 年 02 月 29 日
最終改正	2021 (令和 3) 年 03 月 28 日